

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217 (直通)		
開催日時		令和3年8月25日(月) 9時30分～11時00分		
開催場所		相模原市役所第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	6人(財政部長、契約課長、他4人)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	5人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。		
会議次第		1 開会  2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について  (2) 令和4年度労働報酬下限額について【非公開】  3 その他 次回の審議会について		

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

### 1 開 会

会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題（2）令和4年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

そのため、議題（1）相模原市公契約条例の施行状況についての審議と報告事項をまとめて公開し、その後非公開での審議を行うことで本審議会の議事進行の円滑化を図った。

### 2 議 題

諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

#### （1）相模原市公契約条例の施行状況について

事務局から資料説明の後、質疑応答を行った。

○今、神奈川県内では川崎市に続いて相模原市、厚木市と3つの自治体で公契約条例が制定されているが、当該条例の実行を公約に掲げた市長も各地で生まれており、多くの自治体に対して、この取組を広げるという目的で本日の審議会にも全国建設労働組合総連合傘下の方々から傍聴、参加したいという要望があった。このコロナ禍の中で密になるような傍聴を増やすという提案もどうかとは思いますが、コロナが明けて状況が収まった暁には、この会場であれば十分な傍聴者の確保も可能であると思うので、将来的に傍聴者の数を増やしていくということも検討していただきたい。

また、(審議会資料の)3ページの「3 申出等」については、私も承知しており、関連する労働組合の役員から、この件に関しての報告を受けている。この告発、指摘は労働者から当局に対してのものではなく、労働組合にまず「労働報酬下限額を下回っているのではないか」という申出があり、労働組合から指定管理業者に対して、団体交渉の申出がある中で、こうした件が発覚したのではなかろうかと思っている。これまでのように労働報酬下限額の実効性をしっかりと担保するということが一部で崩れているという1つの証拠でもあり、更にこの部分をどのように監視、守っていくか、様々な具体策を考える必要があり、労働者への直接

の聞き取りや、労働状況台帳だけでなく、賃金台帳の写しなどの提出を求めるなど、強い姿勢で臨むことで、条例の内容をしっかりと担保できることにつながると思うので、引き続き一緒に考えていきたいと思う。

最後に、私が他の自治体の公契約条例の審議会に参加した際に聞いた話だが、下請けで受注した清掃業者について、下限額の給料を従業員に払ったところ、時間的に業務を早く切り上げて次の現場に行かざるを得ないということがあったという報告を受けた。業務を受注した業者が一次の業者に丸投げするということは、おそらく行われていないとは思いますが、もしそのようなことが行われているとすると、公契約条例の公共サービスの品質の確保ということが全く損なわれている。審議会資料からは発注を受けた事業者からの一次下請けへの外注の中身などは全く分からないので、全ての業務を丸投げするといったことが行われていないかどうかということだけ、報告いただきたい。(中間委員)

⇒●傍聴の数について、会場の場所にもよるが本会場の広さは十分あるため、今後ご意見をいただきながら検討させて頂く。

2つ目の申出について、労働報酬下限額に達していない賃金が支払われたということで申出があった。経緯については、労働組合が間に入ることもあったが、調査の結果、実際に労働報酬下限額を下回っていた。当該案件が2者での共同受注であり、共同企業体として提出された労働状況台帳の確認をし、名簿も出ていたという認識はあったが、結果的に申出された方の会社の名簿の漏れがあり、チェックが行き届いていなかった。労働状況台帳のチェックの仕方について、誰が働いていて、誰が労働報酬下限額の対象者であるかというようなチェックを関係課と連携しながら、仕組みづくりを具体的に調整しているところなので、引き続き漏れのないように行っていきたい。

なお、直接現場で働く方からの声は当然必要だと考えており、全ての事業所を伺うことはできないが、年に一回、直接現場に伺っている。現場視察は直接労働者の方から話を聞くということで、事務局としても意味のあることだと捉えている。引き続き充実をさせながら、行っていきたいと考えている。

また、丸投げの話に関しては、工事については当然下請けの届出において下請け率のチェックはさせていただいている。業務委託についても、基本的には原則再委託の禁止としており、担当課で承認することで、再委託を行っていくが、委託の禁止に関しては、改めて機会を捉え、意識しながら取り組んでいきたい。

○是正措置を行ったというのは、過去に遡ってということか。(中屋会長)

⇒●過去に遡り、全て労働報酬下限額に合う形での賃金の支払いを全て終了したと伺っている。引き続きしっかりと行っていただきたいという旨をお伝えしながら、対応していただいた。

○周知カードについては、記載内容の変更はあったか。(中屋会長)

⇒●変更はない。

○皆さんにも周知カードをお渡ししているが、公契約条例が労働報酬下限額を定めて何年も経っていることから、周知が少しずつされ、理解されてきている。業務の丸投げに関しても、事務局から説明もあったが、今後改めて機会を捉え取り組んでいかれるということで、了解いただきたい。(中屋会長)

○申出に関して、令和元年度から令和5年度までという5年間の指定管理期間だが、労働報酬下限額において委託の場合は、審議会で定めた単価が変わっている。工事の場合、夜中でも仕事がある。3月31日の12時から細かく時給を算出しているのか、給料の締め日に日付単位で計算されているのか。また、長期の場合だと、年度ごとに単価が変わっていくので、労働報酬下限額の適用の仕方について、わかりづらさがある。大きな工事や委託のWTO案件であれば、様々な業者が受注することができる。公契約条例や労働報酬下限額についての説明は、契約時に行われているのか確認させていただきたい。(篠崎委員)

⇒●工事と委託に関して、どちらも契約時に受注者の方に対して公契約条例の説明をさせていただいており、労働状況台帳の作成の仕方や提出の時期等の説明も併せてさせていただいている。また、詳しくは市ホームページを参照するようご案内もさせていただいている。

○先ほどの中間委員からの意見と関連するが、組合からの申出があったということで、全ての労働者の方が組合に加入されていれば良いが、加入率が2割を切っているという状況であり、ほとんどの方が組合に加入されていない。そういう中で、本当の意味で労働者の方の権利が守られているかということで、労働状況台帳のチェックをされているというお話だが、全対象者に関してチェックができているものなのか。実際はなかなか難しいとは思いますが、条例も制定しているため、チェックしていただき、しっかりと運用されるよう進めていただければと思う。(川崎委員)

⇒●周知カードを配って、周知していただいているところではあるが、条例上、実際に働いている方から直接意見や申出を行うことができる仕組みになっているので、改めて労働者の方へ周知カードをお渡ししながら周知を行っていきたい。

○個人からの申出というのはなかなか難しい部分があり、そのために労働組合が存在するが、市からも上手く拾い上げてもらえればと思う。(川崎委員)

## (2) 令和4年度労働報酬下限額について

事務局から資料説明の後、質疑応答及び審議を行った。

市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、内容は非公開とした。

3 その他

9月に中屋会長から市に答申書を提出することを確認した。  
次回の審議会の開催予定について確認した。

4 閉 会

## 相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県連 合会相模原地域連合議長		出席
中間 忠良	労働者団体の代表者	全国建設労働組合総連合相模原市 建設労働組合協議会事務局長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3 号議員		出席
篠崎 栄治	事業者	相模原商工会議所 3 号議員 建設業部会		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)